

名古屋市 教職教養実施問題速報 (2024年6月15日実施)

[出題傾向]

名古屋市の教職教養は、特別支援教育及び人権教育が頻出である。特別支援教育や人権教育は、文部科学省等の通知や報告、方針などからの出題もあるので、教育時事の分野にも注意したい。

人権教育では、今年度は「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和5年3月改訂版）の空欄補充問題が出題されている。人権教育の出題傾向としては、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が頻出である。

一方、特別支援教育では、今年度、「障害者の権利に関する条約」と特別支援教育の主な施策の歴史が出題された。

[出題例]

【1】 (1)次の文は、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和5年3月改訂 文部科学省）の一部です。この資料では、人権尊重の理念に立った生徒指導について、次のように述べられています。文中の(ア)～(オ)に当てはまる語句として適切なものを、下の1～4からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えなさい。

生徒指導に関しては、平成22年3月に、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要がとりまとめられ、令和(ア)年12月に改訂された。これを基に、生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることが重要である。生徒指導提要における生徒指導の定義は、「社会の中で(イ)生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」とされており、生徒指導の取組に当たっては、児童生徒一人一人の(ウ)を支援し、(エ)能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。特に、「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員が支える」という(オ)的生徒指導と、共生社会の一員となるための人権教育の双方の推進を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要である。

- | | | | | |
|-----|--------|--------|---------|---------------|
| (ア) | 1 元 | 2 2 | 3 3 | 4 4 |
| (イ) | 1 健全に | 2 自律的に | 3 たくましく | 4 自分らしく |
| (ウ) | 1 自己実現 | 2 知的理解 | 3 健康と福祉 | 4 主体的・対話的で深い学 |

び

- (エ) 1 メタ認知 2 危機管理 3 自己指導 4 コミュニケーション
(オ) 1 自立支援 2 発達支持 3 自己調整 4 課題予防

【2】 次の [] の文は、過去 20 年間に政府が実施した、特別支援教育を充実させるための主な施策です。文中の(ア)～(エ)に当てはまる語句として適切なものを、下の 1～4 からそれぞれ 1 つずつ選び、番号で答えなさい。

平成 18 年 学校教育法等の一部を改正して、「(ア)」を「特別支援教育」に、「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に呼称変更した。

平成 23 年 障害者基本法の一部を改正して、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との(イ)を積極的に推進し、相互理解を促進した。

平成 25 年 学校教育法施行令の一部を改正し、認定就学制度を廃止して、(ウ)を可能な限り尊重する総合的判断による就学制度に改めた。

平成 28 年 児童福祉法の一部を改正して、いわゆる(エ)の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進を促した。

令和 2 年 学校教育法施行規則を改正して、高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和した。

- (ア) 1 特別教育 2 養護教育 3 障害児教育 4 特殊教育
(イ) 1 交流及び集団学習 2 交流及び一斉学習 3 交流及び一斉学習 4
交流及び相互学習
(ウ) 1 本人の意向 2 本人及び保護者の意向 3 保護者の意向 4 教育委員会
の意向
(エ) 1 発達障害児 2 身体障害児 3 知的障害児 4 医療的ケア児

[解答解説]

【1】ア 4 イ 4 ウ 1 エ 3 オ 2

<解説>出題にあるように「生徒指導」と「人権教育」は相反するものではなく、特にすべての生徒指導の土台となる「発達支持的生徒指導」には各教科の学習や人権教育等を通じた、児童生徒が「多様性を認め、自他の生命を尊重することができる人」に育つような働きかけが不可欠である。なお「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～」は、2008 年策定の「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」後の社会情勢の変化を踏まえ、これを補足するものとして、教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、学校教育における人

権教育調査研究協力者会議が定期的に取りまとめているもので、最新のものは2024年3月改訂版である。

【2】ア 4 イ 3 ウ 2 エ 4

<解説>この20年間で、障害のある児童生徒に対する教育はその名称変更だけでなく、中身が大きく変化してきた。例えば2011年の障害者基本法の改正において、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と規定され、2017年の学習指導要領改訂においても、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことが位置付けられている。また2021年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行された。